

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告
下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和4年4月18日

さいたま地方法務局志木出張所 登記官 三浦 貢
記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
第0308-2021-0010号	朝霞市大字上内間木字高山通932番2
第0308-2021-0011号	朝霞市大字上内間木字中芝原1001番2